

項番	仕様書等該当箇所	質問内容	本県回答
1	要件具備表	要件具備表の下に以下の記載がございます。 「※要件具備の欄に記入の上、クラウド認証サービス等の導入及び運用保守業務（別紙3）に係る記載項目確認書と記点表とを合わせて提出すること」 業者選定委員様のご提出資料と見受けられますが、入札者からの提出は不要という認識で問題ないでしょうか。	要件具備表の下に記載された当該記載事項は誤記ですので、入札者からの提出は不要です。 差替えたものを別途掲載しておりますので、お手数をおかけし大変恐縮ですが、再度ダウンロードをお願いいたします。
2	要件具備表	要件項目に対して補足したい内容がある場合は、県説明欄項目に記載してもよろしいでしょうか？	本件では、県に対して個別に説明する項目として、県説明欄を設けておりますので、補足事項等を記入していただいで問題ございません。 なお、補足内容により明らかに要件を満たさなくなると判断される場合は、失格となりますので御留意願います。
3	仕様書 3 設定作業前提	サーバ（仮想サーバ）等の設定作業については、必要に応じ下記の本県ネットワーク運用保守業者に対して、本県の納入業者に再委託を行うまたは詳細について調整の上、設定を行うこと。 一上記記載がありますが、これは ① 本調達内に貴県ネットワーク運用保守業者による設定変更費用も含める。 ② 本調達内に費用は含めずネットワーク運用保守業者に対して申請書等で必要な情報を提供し設定を頂く。 ①②どちらになりますでしょうか。	本県ネットワーク運用保守業者による作業が発生する場合は、再委託となりますので、「① 本調達内に貴県ネットワーク運用保守業者による設定変更費用も含める。」ことを想定しています。
4	仕様書 別紙A クラウド認証システム等の要求仕様 3 各構成要素の要件 (2)アカウント情報連携サーバ (イ)機能要件	①仮想マシンとして本県が管理する既設仮想基盤上に構築すること。その要件は以下のとおりとする。 一上記記載がありますが、これは ① 受注業者が貴県仮想基盤を操作し構築する。 ② 仮想基盤業者様に対して申請書等で必要な情報を提供し構築頂く。 ①②どちらになりますでしょうか。 ②の場合は、OSのセットアップ以降の作業を想定していますが問題ありませんでしょうか。	仮想マシンの提供までは本県仮想基盤委託事業者が実施し、OSのセットアップ以降は、①のとおり受託者が実施するものとなります。
5	入札書 見積書	入札書の記入額は「様式1 見積書」の以下項目分の費用という理解で問題ありませんでしょうか。 A 初期構築費用 B 運用保守費 1 令和7年1月～令和7年3月（3ヵ月）分 C ライセンス費用 1 令和7年1月～令和7年3月（3ヵ月）分	お見込みのとおりです。
6	提案書項目一覧 1 基本方針 1. 9 業務実施体制及び業務実績	過去5年間の他都道府県もしくは市町村における本業務又はそれに類する契約の実績を明記すること。 一上記記載がありますが、実績として明記する情報として必要なものは何になりますでしょうか。 (例：お客様名、案件名、契約期間等) また、類する契約とはオンプレで構築したシステムでクラウド認証を実現しているものも類する契約に含まれますでしょうか。	契約先自治体名、案件名、契約年度の記載をお願いいたします。 ただし、案件名から具体的な業務内容の類推が困難な事業の場合は、業務内容を補足願います。 オンプレで構築したシステムでクラウド認証を実現しているものも類する契約に含んでいただいで、差し支えございません。
7	仕様書 別紙A クラウド認証システム等の要求仕様 3 各構成要素の要件 (2)アカウント情報連携サーバ (ウ)運用保守要件 ⑨	OS等各種ソフトウェアの脆弱性情報を適宜収集し、脆弱性が確認された場合にはパッチ適用等の対応を行うことについて、本県のご理解を得て適宜対応すること。 一上記記載がありますが、OS等各種ソフトウェア脆弱性情報の収集は、 e)脆弱性に対するバージョンアップ対応作業（連携サーバのみ） に含まれるという理解でよいでしょうか。 この場合、OS等各種ソフトウェア脆弱性情報の収集のための手順を作成、引継ぎする前提です。	情報収集からパッチ適用の手順作成までを受託者にて実施し、バージョンアップ作業を本県ネットワーク運用保守業者が実施するものとなります。
8	入札公告 落札者決定基準	入札公告 価格評価点 = 100 × (1 - (入札金額 × 1.10) / 入札予定価格) 落札者決定基準 価格評価点 = 50 × (1 - (入札金額 × 1.10) / 入札予定価格) 上記のとおり価格評価点の計算式が資料により異なりますがどちらが正しいのでしょうか。	入札公告に記載された数式が誤記であり、入札公告の記点及び落札者決定基準の数式(下記)が正です。入札公告について、差し替えたものを掲載いたします。 価格評価点 = 50 × (1 - (入札金額 × 1.10) / 入札予定価格)
9	提案書等作成要領 4. 提案書作成上の留意事項(11)	A4サイズでの記載が見づらい場合(例：スケジュール等)、A3横での作成は可能でしょうか。 また可能な場合、A3×1枚は「1ページ」カウントでしょうか。「2ページ」カウントでしょうか。	スケジュール等について、A3横で作成・提出いただくことは差し支えございません。ただし、1枚につき、2ページとしてカウントさせていただきます。
10	委託契約書案	(損害賠償) 第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。 ⇒上記内容について損害賠償の上限の定めはございますでしょうか。(契約金額が上限等)	万が一に受託者貴で第三者に損害が生じた場合等、双方の契約に依らない損害(契約額を超過する損害額)が発生する可能性を排除できないため、損害賠償の上限は定めません。
11	仕様書 3 各構成要素の要件 (1)クラウド認証サービス (キ) 第三者認証要件	「提供するクラウド認証サービスを認証範囲として、ISO27017を取得していること。」との要件がありますが、現時点未取得の為、申請準備中ですが許容頂けますでしょうか。 許容頂ける場合、下記どの状況であれば許容可能でしょうか。 ① 申請中のステータスであればよい ② 令和6年度中(令和7年3月31日)に取得出来ていればよい ③ 本番稼働を迎える令和7年1月1日まで取得出来ていればよい	令和4年3月25日改定の総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」において、選定条件となる認証としてISO/IEC27017が具体的に示されていることから、構築完了(令和6年12月31日)までに取得することが必須となります。従って、技術提案書において取得済であることを示すことができない場合、技術提案書の提出(入札日)の段階で、技術提案書及びその補足資料の中で、令和6年12月31日までに「確実に」取得することが可能であることの根拠をお示しいただき、提案書説明会の採点時にその根拠内容について、本県で審査の上、採点結果に反映することとなります。なお、根拠資料(第三者認証機関との書面等)については、技術提案書の補足資料(ページ数制限に含まれない別資料)として、入札日に御提出いただくことは可能です。

<p>12 仕様書 別紙A 3 各構成要素の要件 (1)クラウド認証サービス (ア)認証要件 ⑭</p>	<p>Windowsログイン連携機能について、実装する場合はオフラインにあってもWindowsログイン連携機能について、実装する場合は「オフラインにあってもWindowsにログインが可能となる方法が用意されていること」と定めていることから、Windowsログイン連携機能を有しているが、オフライン時のWindowsログイン機能は有していない場合、Windowsログイン連携機能は有しているとしてもよろしいでしょうか？</p>	<p>Windowsログイン連携機能について、実装する場合は「オフラインにあってもWindowsにログインが可能となる方法が用意されていること」と定めていることから、Windowsログイン連携機能を有しているが、オフライン時のWindowsログイン機能は有していない場合は、Windowsログイン連携に対応していないものとなります。</p>
<p>13 仕様書 別紙A 3 各構成要素の要件 (1)クラウド認証サービス (キ)第三者認証要件</p>	<p>ISMAPへの登録について、ISMAPに登録されている別クラウドサービス事業者が提供するクラウド上にクラウド認証サービスを構築した場合もISMAPに登録されていることになりませんか？</p>	<p>地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会(第12回)の資料1 前回の検討会と地方公共団体への意見照会を踏まえた対応において、「ISMAPに登録されたクラウドサービスを基盤として構築されたことをもって、その構築されたサービスをISMAP登録サービスとして扱ってはならないことに留意する」と記載があることから、本件においても、サービスそのものがISMAPクラウドサービスリストに登録されていることをもって、ISMAPに登録されているとみなします。</p>
<p>14 仕様書 別紙A 3 各構成要素の要件 (1)クラウド認証サービス (ク)クラウドサービス側設定補助</p>	<p>本項目が、提案書項目一覧にございません。「2.2.8 クラウドサービス側設定補助」として提案書に記載してもよろしいでしょうか？</p>	<p>当該項目は要件具備表において対応可否を確認していることから、提案書項目一覧には記載しておりません。ただし、提案書への記載を認めないものではありません。</p>
<p>15 要件具備表</p>	<p>以下の記載内容につきまして、ご教示ください。</p> <p>① 「仕様書本編7 標題」の「機器等の納入作業に関する仕様及び条件」について、「サービスの納入作業に関する仕様及び条件」との認識でよろしいでしょうか？</p> <p>② 「別紙A クラウド認証システム等の要求仕様のクラウド認証サービスの要件」の「ID管理・プロビジョニング要件 項番7」について、「コネクタサーバ」と記載がございますが、「アカウント情報連携サーバ」との認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>(①機器⇒サービス、②コネクタサーバ⇒アカウント情報連携サーバ)</p> <p>要件具備表に記載された当該記載事項は誤記ですので、差替えたものを別途掲載しておりますので、お手数をおかけし大変恐縮ですが、再度ダウンロードをお願いいたします。</p>
<p>16 入札説明書 7 入札及び開札等 (5)提案書説明会</p>	<p>提案説明会に具体的な内容についての質問は現時点で可能でしょうか。それとも入札で予定価格を下回り、提案説明会の権利を得た業者のみがその時点で質問が可能となる流れでしょうか。</p> <p>確認したい内容：</p> <p>①業者側の参加人数の制限</p> <p>②提案説明の方法について。提案書説明会用に提案書の抜粋版(要約版)をパワーポイントを作成し説明するイメージでしょうか。あるいは抜粋版パワーポイント資料の作成は不可で、提出した提案書そのものを説明するイメージでしょうか。</p> <p>③岡山県側のおおよその参加人数。</p> <p>④その他提案書説明会における留意事項。</p>	<p>質問書に御記載いただいた確認内容については、本回答にて回答させていただきます。</p> <p>①業者側の参加人数の制限 ⇒人数制限は設けておりませんが、椅子の数や部屋の広さに制限があることから、提案説明における必要最小限としていただきますよう、お願いします。なお、Web会議の出席も原則認めておりませんが、感染症対策に係る緊急事態宣言発出等により、運営方法に変更があった場合は別途通知させていただきます。</p> <p>②案説明の方法について。提案書説明会用に提案書の抜粋版(要約版)をパワーポイントを作成し説明するイメージでしょうか。あるいは抜粋版パワーポイント資料の作成は不可で、提出した提案書そのものを説明するイメージでしょうか。 ⇒提出した提案書そのものによる説明をお願いします。提出時以降の提案書の修正は認められません。</p> <p>③岡山県側のおおよその参加人数。 ⇒審査委員及び事務局職員を併せて6名程度を想定していますが、前後する場合があります。</p> <p>④その他提案書説明会における留意事項。 ⇒原則は、公告及び入札説明書に記載のとおりですが、下記について御留意願います。 ・提案説明時は会社名が類推される発言をお控えいただきますよう御留意ください。 ・提案及び質疑回答について、録音させていただく場合があります。 ・提案に関する説明(プレゼンテーション)に要する全ての費用は、参加者の負担となります。 ・提案書項目一覧の全ての項目について言及をお願いします。</p>